# 天神川水害タイムライン検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「天神川水害タイムライン検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る天神川水系大規模氾濫時に備えて、天 神川水害タイムライン(防災行動計画)を検討することを目的とする。

#### (所掌事項)

- 第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。
  - 1 検討会の参加機関を対象とした天神川流域の国管理区域内における風水害等による 大規模氾濫時に備えたタイムライン(防災行動計画)の検討。
  - 2 その他必要な事項。

## (組織構成)

- 第4条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。
  - 1 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
  - 2 検討会に、座長を置くものとする。
  - 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

#### (会議の招集等)

- 第5条 検討会は、座長の招集により開催する。
  - 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

(公開)

- 第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
  - 2 検討会における議事要旨は、検討会後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の 上、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所のウェブサイトに公開するものと する。

## (検討会の任期)

第7条 任期は、検討会の所掌事項が完了するまでとする。

#### (ワークショップの設置)

第8条 検討会には、ワークショップ(以下、「WS」という。)を設置することができる。

2 WSの設置にあたっては、WSにおける勉強内容や検討事項、参加機関等を定めるものとする。

# (事務局)

- 第9条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。
  - 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所に置く。

# (雑則)

第10条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

## (附則)

- この要綱は、令和元年 8月 7日から施行する。
- この要綱は、令和4年 6月 7日から施行する。

# 天神川水害タイムライン検討会 組織構成

## 【座 長】

鳥取大学学術研究院 工学系部門 教授 三輪 浩

# 【構成機関】

倉吉市

三朝町

湯梨浜町

北栄町

中国電力株式会社

西日本電信電話株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

日本交通株式会社

日ノ丸自動車株式会社

日本放送協会

日本海テレビジョン放送株式会社

株式会社山陰放送

山陰中央テレビジョン放送株式会社

日本海ケーブルネットワーク株式会社

鳥取中央有線放送株式会社

鳥取県

鳥取県警察本部

鳥取県 倉吉警察署

鳥取中部ふるさと広域連合 消防局

陸上自衛隊 第8普通科連隊

気象庁 鳥取地方気象台

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所